

第 6号様式（掲示の方法による説明会）

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスの大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻の変更について

令和 6年 10月 28日

令和 6年10月8日に、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出を次のとおり行いましたので、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により届出等の要旨をお知らせします。

株式会社大丸松坂屋百貨店
 代表取締役 宗森 耕二
 東京都江東区木場二丁目18番11号
 東宝株式会社
 代表取締役 松岡 宏泰
 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
 有限会社エビラヤ
 代表取締役 中野 正治
 名古屋市中区栄二丁目16番11号
 東邦ガス不動産開発株式会社
 代表取締役 鳥居 明
 名古屋市熱田区桜田町19番18号
 株式会社若松
 代表取締役 弘田 智保
 名古屋市東区東桜二丁目12番30号
 他 個人7名

大規模小売店舗の名称	松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル	
大規模小売店舗の所在地	名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆	
変更届出の内容	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	
	株式会社大丸松坂屋百貨店の閉店時刻 （変更前） ・午後 7時30分 但し、 本館 地下2階～3階 南館 地下2階～3階、 北館 1階～3階は午後 8時00分 南館 4階～6階は午後10時00分 ・年間60日は午後 8時00分 ・年間 2日は午後 9時00分	株式会社大丸松坂屋百貨店の閉店時刻 （変更後） ・午後 7時30分 但し、 本館 <u>地下2階～4階</u> 南館 地下2階～3階、 北館 <u>地下1階～3階</u> は午後 8時00分 南館 4階～6階は午後10時00分 ・年間60日は午後 8時00分 ・年間 2日は午後 9時00分
変更する年月日	令和6年11月20日	
届出年月日	令和6年10月8日	

・本件届出に関するお問い合わせ先

（連絡先）
 〒460-8430 名古屋市中区栄三丁目16番1号
 株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店 店舗戦略運営部 営業企画
 Tel:050-1782-7000（代表）
 お問い合わせ時間：午前10時から午後18時まで

この掲示は、大規模小売店舗立地法第 7条第 1項の規定による説明会の開催に代わるものとして、令和6年10月28日から令和7年2月28日まで実施するものです。

この掲示をもって、同法第 7条第 2項の規定による説明会の開催の公告とします。

なお、届出等を名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）、中区情報コーナー及び東区情報コーナーで令和6年10月28日から令和7年2月28日まで縦覧しています。